

生	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和7年3月末まで有効)			

生保第217号
令和5年11月24日

各所属長殿

生活安全部長

ホストクラブの売掛金等に起因する各種事件捜査等の推進について

昨今、男性従業者が女性客を接待するいわゆるホストクラブで高額な料金を請求され、その売掛金等の支払いのために女性客が売春させられたり、性風俗店に紹介されるといった事案が問題となっている。

各所属においては、ホストクラブの売掛金等に起因して敢行された違法行為については、看過することなく、売春防止法（昭和31年法律第118号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）等各種法令を適用し確実な取締りを推進すること。

また、悪質なホストクラブの中には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定められた営業の許可を得ることなく営業する店舗や、許可を受けていても、客引き禁止違反、営業時間制限違反、料金表示義務違反等の違法行為を敢行する悪質な店舗があり、こうした遵法精神の欠如が、過度な売掛金等の問題に繋がることも考えられることから、「風俗警察の当面の活動重点及び配意事項について」（令和5年4月4日付け生保第2号）で示す「悪質な無許可風俗営業事犯の取締り」に基づいた違法行為の取締り、立入り及び迅速・的確な行政処分の推進により、風俗営業の適正化を図られたい。

あわせて、事件の捜査にあたっては、事案の背後で暴力団や匿名・流動型犯罪グループが不当に利益を得ている可能性も視野に、各所属においては、組織犯罪対策担当とも連携の上、悪質なホストクラブに対する厳正な取締りを推進されたい。

担当：生活保安課指導係